

社会福祉法人日輪会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日輪会 定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 役員及び評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員及び評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員に対して、1人1回につき5,568円支給し（内、568円は源泉税）各年度の総額が200,000円を超えない範囲で報酬として支給することができる。

3 評議員に対して、1人1回につき5,568円支給し（内、568円は源泉税）各年度の総額が200,000円を超えない範囲で報酬として支給することができる。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附則

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

この規程は、平成30年5月1日から施行する。